

平成 28 年 4 月 2 日

弁護士 棚瀬孝雄

「フレンドリー・ペアレント判決」の意義

3月29日千葉家裁松戸支部で、離婚訴訟で別居している父親に親権を認め、子の引渡しを命じる判決が出た。そのニュースはたちまちに広がり、多くの連れ去り、切り離しに苦しんでいる別居親に大きな勇気を与えた。私の依頼者の中にも、さっそく連絡してきて、ぜひ裁判所に判決を証拠として提出してほしいという連絡が入っている。

被告は私も個人的に知っている人であり、子どもが連れ去られてから6年、本当に粘り強く戦ってここまで来たことに敬意を表したい。

判決は、離婚後の監護計画で、原告が月1回の条件付き面会を認めるとしたのに対し、被告は、自ら親権者になれば、原告にも親子の継続的な関係を尊重し、年間100日に及び面会交流を認めるとしたことを捉え、長女が両親の愛情を受けて育つためには、被告が親権者になるのが相応しいとしている。

「フレンドリー・ペアレント」ルールであり、その明文規定を置くカリフォルニア州では、まず、「離婚又は別居後、子どもが両方の親と頻回かつ継続的な接触を持つことが州の公共政策である」という宣言がなされ（3020条）、また、子の最善の利益を判断するにあたり、「両方の親との接触の態様及び程度」が考慮されるべきであり（3011条）、単独監護を選ぶ場合には、「どちらの親がより頻回かつ継続的な接触を非監護親に許すか」を裁判所は判断しなければならない（3040条）とする。

日本で、改正民法766条が面会交流を明文で認めたといっても、ここにあるような、「両方の親との」、「頻回かつ継続的な接触」という、明示的な指針は何も与えられていない。

「子の利益を優先して」と書いてあるが、何が子の利益か、何も指針がないところで、現実には、子の利益に明白に反する事態がごり押しされているのが実態である。

その意味で、本件判決が、高裁を含め他の裁判所で支持され、判例として定着することを心から願わずにいられない。

ただ、ルールの背後にある基本的な理念は、日本の社会ではまだ十分に理解されてはいない。むしろ今でも、離婚したら、片方の親は家庭の外の、良くてたまに子どもに会うだけの親に過ぎないという、「単独親権」の意識が家裁実務には染みついている。

であれば、この判決をこれから援用する者も、自分のこの事件で、なぜ、両方の親との頻回かつ継続的な接触が必要なのか、連れ去って切り離す親がもっともらしく口にする、また、裁判所もそれに口を合わせる「子の利益」が、いかに子の利益に反するものか、地道に論証し、説得していかざるを得ないであろう。遠くに明かりが見えることは、勇気づけられることではあっても、まだまだ、険しい道をたどっていくことは避けることはできないのである。

また、それこそが、このフレンドリー・ペアレントルールを先例として定着させ、日本社会から、離婚による生き別れの悲しい現実をなくすものとなるのである。